

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、継続的に安定した成長性、及び企業価値拡大を目指すために、意思決定の迅速化と経営の透明性を高めていく必要があると考えております。つきましては、内部統制システムの整備に注力するとともに、法令・定款の遵守、リスク管理強化、適時かつ公平な情報開示の徹底、執行役員制度の充実など、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要な課題として位置付け、向上に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

(補充原則4-1-3 最高経営責任者の後継者の計画)

当社は、最高経営責任者である取締役社長の後継者の計画は現時点においては明確に定めておりません。今後、その計画の要否も含めて検討してまいります。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

(補充原則4-8-2 独立社外取締役と経営陣との連絡・調整に係る体制整備)

当社は、現在のところ、特に筆頭独立社外取締役は定めておりません。経営陣との連絡・調整や監査等委員である取締役又は監査等委員会との連携に係る体制整備については、個々の独立社外取締役が経営陣と連絡・調整を行ったり、定期的に会合を設けるなどし、監査等委員である取締役等と連携をとる体制となっております。今後、経営陣との連絡・調整、監査等委員である取締役等との連携をとることが現体制では困難となつてまいりましたら、筆頭独立社外取締役を定める等の連携を図る体制の構築を検討していく予定です。

【原則4-10 任意の仕組みの活用】

(補充原則4-10-1 取締役の指名・報酬などの事項について任意の諮問機関を設置することなどによる取締役会の独立性・客観性と説明責任の強化)

当社の独立社外取締役は、原則4-8に記載の通り、取締役会の3分の1以上(36%)ですが、任意の委員会等は設置しておりません。報酬の決定に当たっては、株主総会で決議された報酬総額の枠内において、独立社外取締役が出席する取締役会で責任の大きさや業績等を審議し、また取締役・監査等委員である取締役候補の指名についても同取締役会で慎重に審議いたします。重要な議案を決議する場合には、独立社外取締役が出席する取締役会に限り審議する体制となっており、現状では任意の委員会等の設置は必要ないと考えております。今後、現体制が困難となつてまいりましたら、任意の委員会等の設置を検討していく予定です。

【原則4-11 取締役会の実効性確保のための前提条件】

(補充原則4-11-3 取締役会の評価結果の概要開示)

多様な経験と知見を有する取締役により、それぞれの議案を多角的に検討し、また監査等委員も含む社外取締役から提示された指摘事項などについても決議に反映される体制であることから、取締役会全体としての実効性はあるものと考えております。取締役会の実効性の分析・評価については、取締役会の機能を向上させるという観点から、取締役会または取締役間において、取締役会の運営・議事内容について随時議論が行われ、取締役会の運営等について適宜改善を行っております。その結果、現在の取締役会のあり方や運営について実効性があることを確認しております。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社グループは、2018年8月に、長期的な目標の連結売上高1,000億円に繋げるため、2019年6月期～2023年6月期の5ヶ年にかけての新时期経営計画「ASAHI Road to 1000～Only One技術で強固なグローバルニッチNo.1を目指す～」を策定し、公表いたしました。本計画では、連結売上高1,000億円に至るマイルストーンとして、2023年に連結売上高800億円を達成することを目標とし、当該時点での営業利益率は25%を目標としております。

当社ホームページや決算説明会等を通じ、設備投資・研究開発投資等を含む経営資源の配分等、目標達成に向けた具体的な施策を開示・説明しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-2 株主総会における権利行使】

(補充原則1-2-2 招集通知の早期発送および電子的手段による発送前開示)

当社は、会社法で定める発送期限より前に招集通知を発送しております。

また、招集通知に記載する情報(日本語・英語)については、招集通知発送日前に、当社ホームページおよび東京証券取引所のホームページTDnetにて、電子的に公表しております。今後も、株主が総会議案の検討を十分に行える期間を確保してまいります。

(補充原則1-2-4 株主総会における議決権の電子行使のための環境作り、招集通知の英訳)

当社は、機関投資家による議決権行使を容易にするために、議決権プラットフォームを利用しており、これを継続してまいります。

また、招集通知の英訳についても、海外投資家による議決権行使を容易にするために、招集通知の一部について英訳化を実施し、当社ホームページおよび東京証券取引所のホームページTDnetに掲載しております。今後の要望状況等によっては、さらに英訳の範囲を広げるなどの段階的改善を、検討することといたします。

【原則1-4 政策保有株式】

政策保有に関する方針

事業の持続的発展のためには、様々な企業との協力関係が不可欠です。

企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、当社は、政策保有株式について、取引の性質や規模等に加えて、取得価格に対する当社の目標資本コストに比べて、配当金・関連取引利益などの関連収益が上回っているか否かの検証を行い、その上で、事業戦略上の重要性、取引先との事実上の関係などを総合的に勘案し、政策的に必要とする株式については、保有をしていく方針です。

なお、2018年12月の取締役会において、今後の保有の方向性に関する具体的説明を行っております。

政策保有株式に係る議決権行使基準

当社グループが保有する上場株式の議決権については、議案内容を精査し、当社グループ及び投資先の中長期的な企業価値向上に資するものであるか否か、当社グループと取引先との良好な関係の維持・発展に資するものであるか否かなどを総合的に判断し、適切に行使用いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間の取引については、該当する役員を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外した上で、取締役会において決議しております。また、当社の役員に対して、関連当事者間取引の有無について「関連当事者取引に関する確認書」にて確認を実施しており、関連当事者間の取引について管理する体制を構築しております。

さらに、関連当事者間の取引が発生した場合には、会社法・金融商品取引法等の関連する法令や証券取引所が定める規則に従って開示いたします。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社には、企業年金制度はございません。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 経営理念や経営戦略、経営計画

当社は、企業理念を定めており、当社ホームページにおいて開示しております。

<http://www.asahi-intecc.co.jp/about/philosophy.html>

さらに、上記理念のもと中期経営計画を策定・公表し、経営戦略を明確にするとともに、国内外の機関投資家や個人投資家に対するIR活動を積極的に行い、広く理解いただけるよう努めております。進捗状況については、当社ホームページ、有価証券報告書、定時株主総会招集ご通知、決算短信及び決算説明会資料等において随時開示しております。

【日本語版HP】

<http://asahi.irbridge.com/ja/plan.html>

<http://asahi.irbridge.com/ja/irlibrary.html>

【英語版HP】

<http://asahi.irbridge.com/en/plan.html>

<http://asahi.irbridge.com/en/irlibrary.html>

(2) 基本的な考え方と基本方針について

当社は、継続的に安定した成長及び企業価値拡大を目指すために、意思決定の迅速化と経営の透明性を高めていく必要があると考えております。つきましては、内部統制システムの整備に注力するとともに、法令・定款の遵守、リスク管理強化、適時かつ公平な情報開示の徹底、執行役員制度の充実など、コーポレートガバナンスの充実を経営上の重要な課題として位置付け、向上に努めております。

(3) 報酬決定の方針と手続について

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内で、役位、職務内容、在任期間、及び当社グループの状況等を勘案し設定している固定報酬部分と、業績目標の達成度等を勘案し設定している業績連動報酬部分の合計額で、決定されることとしております。また、長期業績連動報酬の性格を持たせるため、役員報酬の一部を自社株式取得を目的とする報酬とし、役員持株会を通じた自社株購入に充当するものとしております。

監査等委員である取締役については、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内で、監査役等委員である取締役の協議によって決定しております。

取締役の報酬は、2016年9月28日開催の第40回定時株主総会においてその総額を、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は年額1,000百万円以内(うち社外取締役年額100百万円以内)、監査等委員である取締役は年額400百万円以内と定め、各取締役の報酬は、この総額の範囲内で決定いたします。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役の選任は、当社規程に基づき、取締役会が候補者を指名し、株主総会にて決定することとしております。

取締役の指名については、これまでの担当業務での実績や、企業経営についての豊富な知見と高い見識を備えた人物、または専門性の高い人物、などの観点により行っております。

代表取締役および役付としての役職に関する選解任は、当社規程に基づき、取締役会にて決定しております。

また、取締役の解任につきましては、万が一、法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断される場合には、独立社外取締役が出席する取締役会において十分な審議を行った上で、発議し、株主総会にて決定することになっております。

(5) 個々の選解任・指名についての説明

取締役の各候補者および経歴および経任理由については、2018年(第42回定時株主総会)の招集通知に記載しております。

【第42回 定時株主総会招集通知】

<http://asahi.irbridge.com/ja/stock/meeting.html>

(補充原則3-1-2 海外投資家等に対する英語での情報の開示・提供)

当社では、ホームページの大部分について英語版を開設し、海外投資家へ情報を提供しております。また、四半期毎開示において、決算説明資料の英語版を作成し、ホームページに掲載しております。

招集通知の英訳につきましては、海外投資家による議決権行使を容易にするために、招集通知の一部について英訳化を実施し、当社ホームページに掲載しております。今後の要望状況等によっては、さらに英訳の範囲を広げるなどの段階的改善を、検討することといたします。

【第42回 定時株主総会 招集通知】

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

(補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲)

当社は経営管理の意思決定機関として取締役会、その意思決定に基づく業務執行機関として業務連絡会を設置しております。

取締役会は、法令又は定款、取締役会規則及び職務権限規程等の定めにより、経営管理の意思決定機関として法定事項を協議決定するとともに経営の基本方針ならびに経営業務執行上の重要事項を決定又は承認しております。一方、業務連絡会は、社内取締役及び執行役員を構成員とし、業務執行に関する重要課題・案件について迅速に協議を行い、重要案件については取締役会へ付議を行う他、業務執行の状況を定期的に取締役に報告する仕組みとなっております。

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

(補充原則4-2-1 中長期的な業績と連動する報酬の割合、現金報酬と自社株報酬との割合の適切な設定)

ストックオプションの導入に加え、取締役の月額報酬に自社株取得目的報酬を設定し、役員持株会を通じて自社株の購入に充てております。購入した株式については、退職時まで売却を原則不可とし、取締役の自社株取得目的報酬に長期業績連動報酬の性格を持たせております。また、役員賞与につきましては短期業績連動報酬の性格を持たせております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社の取締役会は業務に精通する業務執行取締役11名(うち3名は社外取締役)と監査等委員である取締役3名(うち2名は社外取締役)の合計14名で構成しております。このうち社外取締役の5名全員は独立役員として登録しております。

社外取締役は全取締役の3分の1以上(36%)であり、専門的な知見と豊富な経験を活かし、取締役会における指名・報酬等の特に重要な事項の審議に当たり、積極的に意見を述べるとともに、必要に応じた助言を行っております。

(補充原則4-8-1 独立社外者のみを構成員とする情報交換・認識共有のための会合の開催)

独立社外者のみを構成員とする会合等を定期的実施しております。独立社外役員は、取締役会以外においても適宜、意見交換を行い、必要に応じて、代表取締役をはじめとした常勤取締役や監査等委員である取締役に対して、意見を述べる体制となっております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法及び東京証券取引所の定める基準をもとに、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立社外取締役の候補者を選定しております。

【原則4-11 取締役会の実効性確保のための前提条件】

(補充原則4-11-1 取締役会のバランス・多様性及び規模に関する考え)

経営環境の変化に応じた機動的な意思決定と実効性のあるコーポレートガバナンスの仕組みを整えるため、取締役会は、当社の事業内容や経営課題に適した規模とし、取締役会全体としての経験・識見・専門性のバランスや多様性にも考慮したメンバー構成にすることとしております。また、当社の経営に対して客観的かつ高度な視点からの提言、及び監督を期待し、監査等委員も含めた社外取締役5名を配置しております。ただし、今後当社を取り巻く環境が変化することで、監査等委員も含めた社外取締役を増員する必要性が発生する可能性もあり、必要に応じて検討してまいります。

(補充原則4-11-2 取締役の他の上場会社の役員兼任状況)

当社は、取締役(監査等委員であるものを除く。)/監査等委員である取締役候補の決定にあたり、他の上場会社の役員との兼務状況など、各候補者がその役割・責務を適切に果たすことができる状況にあることを確認しております。取締役の重要な兼職の状況については、定時株主総会招集ご通知、事業報告及び有価証券報告書において、毎年開示を行っております。

【原則4-14 取締役のトレーニング】

(補充原則4-14-2 取締役に対するトレーニング方針)

当社では、取締役(監査等委員であるものを除く。)/の職務遂行に必要な法改正や制度改正等がある場合、関係部署から適切な情報提供を実施するとともに、当社費用負担による社外セミナーの受講機会も設けております。監査等委員である取締役については、日本監査役協会の会員になるなど、継続的な知識の習得に努めております。

また、全取締役が参加する会議体などにおいて、当社の経営、人事制度、コンプライアンス、インサイダー取引等の制度に関する研修・議論などを実施致しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、機関投資家及びアナリストに対する決算説明会、IRミーティング等には、社長をはじめ経営陣幹部やIR担当役員が出席し、その他の当社が主催する株主との対話のための取組みにおいても、可能な限り、IR担当役員等が対応することとしております。

- (1) 当社は、取締役の中から、IR担当役員を選定しています。
- (2) 当社では、IR担当役員が、有機的に関係部署と連携して対応しております。
- (3) 当社は、個別面談以外の対話の手段として、以下のような取組みを実施しております。

・個人投資家向け説明会
・機関投資家及びアナリスト向け決算説明会、IRミーティング、工場見学会等

- (4) 当社では、IR担当役員から、必要に応じて、取締役会に対しIR活動を通じて得られた株主・投資家の意見を報告することとしております。
- (5) 当社では、決算情報の漏洩を防止し、情報開示の公平性を確保するため、決算締日の翌月月初～決算発表当日までの期間を原則「沈黙期間」としております。

インサイダー情報については、社内の情報管理規程に従い、情報管理の徹底を図っております。また、対外発表事項については、経営戦略室において一元管理する体制としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称

所有株式数(株)

割合(%)

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	8,830,700	6.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,304,600	6.42
MMK株式会社	6,184,000	4.78
株式会社ハイレックスコーポレーション	4,800,000	3.71
アイシーエスピー有限公司	4,000,000	3.09
ジェービー モルガン チェース バンク 380055	3,616,800	2.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	3,537,700	2.73
宮田昌彦	3,348,200	2.59
宮田憲次	3,126,100	2.41
ビ・ビ・エイチ マシユ - ズ ジャパン ファンド	3,025,400	2.34

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	6月
業種	精密機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	14名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
伊藤 清道	学者													
芝崎 晶紀	他の会社の出身者													
佐藤 昌巳	弁護士													
富田 隆司	弁護士													
花野 康成	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

伊藤 清道		特記事項ございません。	長年にわたり企業経営に携わり、その後大学の経営学部教授として、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・知見を当社の経営に反映いただいております。同氏は、今後においても専門的見地による適切な助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員として選定致しました。
芝崎 晶紀		特記事項ございません。	長年にわたりCDS 株式会社(東証一部上場)の代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員として選定致しました。
佐藤 昌巳		特記事項ございません。	弁護士資格を有し、法務に関する専門的な知識経験等を有しており、加えて長年にわたり当社の監査役及び社外取締役(監査等委員)を務められ、当社事業内容に精通しており、客観的な見地から適切な監査をしていただいていることから当社業務執行への助言や牽制など、社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員として選定致しました。
富田 隆司		特記事項ございません。	弁護士として専門的な見識と豊富な経験を有しており、その経験を通じて培った法律の専門家としての経験・見識からの視点に基づき、当社業務執行への助言や牽制など、社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である取締役(社外取締役)として選任をお願いするものであります。また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員として選定致しました。
花野 康成		過去(2001年9月まで)に当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツに在籍しておりましたが、相当期間(10年超)が経過しており、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。	公認会計士として専門的な見識と豊富な経験を有しており、その経験を通じて培った会計の専門家としての経験・見識からの視点に基づき、当社業務執行への助言や牽制など、社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である取締役(社外取締役)として選任をお願いするものであります。また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員として選定致しました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会を補助すべき従業員について、以下を定めています。

- ・監査等委員会は、内部監査室に属する使用人を監査等委員会補助者として、その職務を行う上で必要な指示・命令を行うことができること。
- ・監査等委員会補助者は、監査等委員会より指示・命令を受けた補助業務に関し、他の取締役から独立した従業員として、監査等委員会及び監査等委員の指揮命令下で、その職務を遂行すること。
- ・監査等委員会補助者の評価、任命及び異動は、監査等委員会の同意を必要とすること。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室は、社長直轄の部署として設置し、担当者を2名おいて実施しております。内部監査室は、内部監査規程に基づき、各部門の業務活動全般における合理性や効率性及び法令や社内規定の遵守状況並びに内部統制システムやリスク管理体制等について監査を実施するとともに、その結果を社長に適宜報告し、監査対象組織に対して指摘事項への回答、その他問題点の是正を求め、是正状況を確認しております。なお、監査等委員である取締役及び会計監査人との連携・調整を図り、効率的な内部監査の実施に努めております。

監査等委員である取締役(以下「監査等委員」)は、3名であり、うち2名が社外取締役であります。社外取締役には、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する取締役が含まれております。監査等委員会は毎月開催し、各監査等委員の活動状況・活動結果の共有、取締役会の議題についての共有と意見交換などを行います。各監査等委員は、取締役、内部監査室と意思疎通を図り、情報の収集に努めます。会計監査人とは定期的に会合を持ち、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施していることの確認を含めた意見交換、質疑応答等を実施します。会計監査人との連携強化につきましては、可能な限り社外取締役である監査等委員全員が会計監査人より直接監査計画及び監査方針、期末監査結果の説明を受け、意見交換を行うこととしております。さらに、必要に応じて会計監査人の監査現場に立ち会うなど引き続き連携を図ることと致します。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の数

5名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員全てを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を喚起することを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、当社取締役、外部協力者(顧問)、当社従業員及び当社関係会社取締役・従業員に対して、新株予約権を発行しております。

【第3回有償ストックオプション】

新株予約権の割当日:平成26年9月12日

新株予約権の発行数:5,000個

新株予約権の行使期間:平成28年9月13日～平成33年9月12日

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬等は、有価証券報告書及び事業報告を当社ウェブサイト上に掲載すること等により、公衆の縦覧に供しております。

[取締役(監査等委員除く):7名] 総額533百万円(基本報酬366百万円、賞与167百万円)

[取締役(監査等委員):1名] 総額14百万円(基本報酬)

[社外役員:4名] 総額31百万円(基本報酬29百万円、賞与2百万円)

また、代表取締役社長の宮田昌彦の第42期事業年度における報酬等の総額が1億円以上となりましたので、「企業内容等の開示に関する内閣府令」に沿って有価証券報告書に記載しております。

[個別報酬]

代表取締役社長 宮田昌彦

報酬総額 168百万円(基本報酬 98百万円、賞与70百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内で、役位、職務内容、在任期間、及び当社グループの状況等を勘案し設定している固定報酬部分と、業績目標の達成度等を勘案し設定している業績連動報酬部分の合計額で、決定されることとしております。また、長期業績連動報酬の性格を持たせるため、役員報酬の一部を自社株式取得を目的とする報酬とし、役員持株会を通じた自社株購入に充当するものとしております。

監査等委員である取締役については、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内で、監査役等委員である取締役の協議によって決定しております。

取締役の報酬は、2016年9月28日開催の第40回定時株主総会においてその総額を、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は年額1,000百万円以内(うち社外取締役年額100百万円以内)、監査等委員である取締役は年額40百万円以内と定め、各取締役の報酬は、この総額の範囲内で決定致します。

[社外取締役のサポート体制]

社外取締役の専任スタッフは配置していません。社外取締役のサポート体制としては、総務グループをサポート担当部署としております。

また当社は、内部監査部門である内部監査室に監査業務の委嘱を認めており、内部監査室の職員は、監査等委員である取締役が委嘱した事項の内部監査を実施し、その結果を監査等委員である取締役に報告します。監査等委員である取締役より監査業務を委嘱された内部監査室の職員は、当該事項に関して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令を受けないこととしております。

また、内部監査室は社長直轄の部門であり、社長に直接監査報告を行うことは当然であります。内部統制に関する監査結果については監査等委員である取締役に報告することとしております。

[代表取締役社長等を退任した者の状況]

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
宮田 尚彦	顧問	医療機器及び産業機器の開発・製造に関する指導及び従業員への技術指導	非常勤(報酬有)	2016/9/28	期間:1年(更新有)

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役会・取締役の監査・管理監督機能の充実をはじめ、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に繋げるとともに、それを通じての中長期での価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社の体制を採用しております

・会社の機関として、株主総会、取締役会及び監査等委員会、業務連絡会議、を設置しております。

・取締役会は、監査等委員を除く取締役11名(うち3名は社外取締役)と監査等委員である取締役3名(うち2名は社外取締役)の合計14名で構成しております。取締役会においては、経営における機動性及び効率性及び透明性を重視し、経営方針等の重要事項を審議の上、決定するとともに業務執行を監督する機能を有しております。取締役会は、定例取締役会として毎月1回開催するほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催

しております。

・監査等委員会は、2名の社外取締役を含む3名の監査等委員で構成し、取締役の業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性、内部統制システムの構築・運営、会計監査人の監査の方法及び結果について監査を行い、会計監査人の選任・解任の要否について評価・決定しております。

・業務連絡会は、業務執行取締役、執行役員などで構成される業務連絡会を月1回開催し、事業運営上の重要事項を審議するほか、執行結果を報告して全社横断的な情報の共有に取り組んでおります。

・取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者及び監査等委員である取締役候補者の指名を取締役ににて決議しております。

なお、監査等委員を除く社内取締役候補者の指名に当たっては、経歴を通じて、取締役会の審議に必要な幅広い知識を有し、会社経営全般について適切な意思決定ができることに加え、社会的信用を十分に有する人材であることを基準とし、監査等委員を除く社外取締役候補者の指名に当たっては、経歴を通じて、経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有し、当社経営に生かすことができることを基準とし、監査等委員である取締役候補者の指名に当たっては、財務・会計・法律に関する知見等、監査に必要な専門性と幅広い分野について豊富な知識を有する人材であることを基準として、総合的に判断しております。

・株主総会決議による取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、社会情勢、個人の役割に応じた貢献度合い等を考慮したうえで、取締役報酬は取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員会の協議により決定しております。

・内部監査については社長直属の内部監査室を設置し、2名の担当者にて、業務執行の適正性及び経営の妥当性、効率性等の監査を通じて、業務改善の具体的な提言を行い、内部統制の確立を図っています。監査等委員会の指示に従いその職務を補助する事務局としての役割も担っております。

・当社の金融商品取引法監査及び会社法監査を行う会計監査人は、有限責任監査法人トーマツであります。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の監査業務の報酬等の額は30,716千円です。

・内部監査室、監査等委員である取締役及び会計監査人間で定期的に報告会や意見交換を行うことにより監査機能の充実を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会・取締役の監査・管理監督機能の充実をはじめ、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に繋げるとともに、それを通じての中長期での価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。社外取締役を複数選任するとともに、複数の社外取締役を含む監査等委員である取締役に、取締役会における議決権が付与されることにより、監査及び監督機能の強化が図られ、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実と機能強化を実現することができ、当社の企業価値の継続的な向上に資するものと判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知を、法定期日より約4週間早期に発送致しました。
集中日を回避した株主総会の設定	6月末を決算日としており、集中日を回避した設定となっております。
電磁的方法による議決権の行使	個人投資家および機関投資家の利便性向上をはかるため、当社は、議決権行使のIT化を実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権行使の方法として、東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを利用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の一部について英訳を実施し、当社ホームページに掲載しております。
その他	招集通知を当社ホームページおよび東京証券取引所のホームページTDnetにて開示し、議決権行使の円滑化に関する施策を実施しております。 また、株主総会においては映像を活用した事業報告を行い、株主総会の活性化のための取組みを実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにて「情報開示に関する方針」を開示しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期開催はしていませんが、随時実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び通期の年2回(2月、8月)の決算説明会を開催しております。また適宜、機関投資家への訪問や証券アナリストとのミーティング等を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期開催はしていませんが、適宜、ミーティング等を実施しております	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書又は四半期報告書、決算説明会資料(日本語・英語)、中期経営計画資料(日本語・英語)、事業報告書、決算ハイライト情報、決算情報以外の適時開示情報等についてホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営戦略室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業行動憲章」を制定し、常時携帯できるよう印刷したものを社員に配布し、徹底を図っています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	企業の社会的責任も含めた活動内容の詳細について記載した環境保全活動の考え方を当社ホームページに記載しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 当社の取締役は、株主をはじめとするすべてのステークホルダーに対する透明性の高い経営体制の確立に努めるとともに、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款及び社内規程に適合し、且つ効率的であることを確保する。
 - 当社は、当社グループの取締役及び使用人が、法令及び定款を遵守して事業活動を行う企業風土を構築するため企業行動憲章を制定し、同憲章に則り、各取締役は自ら率先垂範し行動するとともに、当社グループ内への周知徹底を図る。
 - 当社グループの取締役及び使用人は、法令定款違反その他のコンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合、又はその旨の報告を受けた場合は、直ちに当社の取締役に報告するものとする。また監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という)は、当社グループの法令遵守体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定と実施を求めることができる。
 - 当社グループは、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、組織全体で毅然とした態度で臨むことを当社グループの取締役及び使用人に対して周知徹底するとともに、反社会的勢力排除のための体制を整備し運用する。
 - 当社の社長直属組織である内部監査室は、当社グループの内部統制システムの有効性をモニタリングするとともに、法令、定款及びコンプライアンス遵守体制を調査検証する。
 - 当社グループの法令定款違反その他のコンプライアンスに関する事実を発見した場合の報告制度として、当社は内部通報規程を制定し、社外の弁護士等を直接の情報受理者とする内部通報システムの運用を行う。当社は、内部通報を受けた事項のうち重要事項については、監査等委員会に報告を行う。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 秘密情報取扱規程に基づき、取締役から臨時雇用者に至るまで、すべての役員及び職員を対象として、情報をランク付けし、取扱方法、権限等を定め管理体制を整備する。
 - 文書保存規程において、文書の重要度に応じた保存期間を定め、その期間は閲覧可能な状態を維持する。
- 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 当社の取締役会は、当社グループの業務執行に重大な影響を与えるリスクの予防と発生した損失の管理のため、危機管理規程、関係会社管理規程等の各種規程を整備し、当社グループ全体に対する横断的なリスク管理体制を整備する。
 - 当社グループにおける日常の業務遂行に関わる通常のリスク管理は、職務権限規程に基づき各部門が付与された権限の範囲内で適切に行う。
 - 当社のリスク統括室は、当社グループ各部門のリスク管理の状況の検証と確認を行い、問題を発見したときは取締役会に報告する。
 - 当社グループに天災等の不測の重大事態が発生した場合は、危機管理規程に基づき、当社社長を本部長とする災害対策本部を設置し、同本部が統括して危機対応にあたり、損害及びその拡大を防止する。
- 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための基礎として、取締役会を月1回定期的に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催する。また当社グループの取締役(社外取締役を除く)及び当社の執行役員の参加する業務連絡会を毎月1回開催し、業務執行に関する協議を行う。
 - 当社グループの事業計画については、経営方針、経営戦略に基づき、毎年取締役会において明確に定めることとし、当社グループの取締役(非業務執行取締役を除く)はその方針に基づき業務を執行する。
 - 当社グループの取締役(非業務執行取締役を除く)は、業務の執行について、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等により従業員への啓蒙、権限委譲、業績評価等を通じ業務の効率的執行を図る。
- 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - 当社は、子会社に適用される関係会社管理規程により、子会社の重要事項については、当社に承認、報告又は助言を求める扱いとし、また子会社の重要案件については当社取締役会に付議する扱いとする等の体制を敷くことで、子会社の業務の適正を確保する。
 - 当社は、グループ会社担当役員を任命し、各子会社の業務執行を管掌する。
 - 当社グループの取締役は、子会社において法令定款違反その他のコンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、直ちに当社の取締役に報告する。
 - 当社の監査等委員会及び内部監査室は、必要に応じて子会社のモニタリングを実施する。
- 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査等委員会は、内部監査室に属する使用人を監査等委員会補助者として、その職務を行う上で必要な指示・命令を行うことができる。
- 前6.の取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員を除く)からの独立性に関する事項並びに前6.の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - 監査等委員会補助者は、監査等委員会より指示・命令を受けた補助業務に関し、他の取締役から独立した従業員として、監査等委員会及び監査等委員の指揮命令下で、その職務を遂行する。
 - 監査等委員会補助者の評価、任命及び異動は、監査等委員会の同意を必要とする。
- 当社グループの取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制
 - 当社の取締役及び使用人は、会社に重大な損害を及ぼす事項又は法令定款違反その他のコンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告する。
 - 子会社の取締役、監査役及び使用人は、当該子会社に重大な損害を及ぼす事項又は法令定款違反その他のコンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、当社の取締役又は使用人に直ちに報告する。報告を受けた者が当社の取締役又は使用人である場合は、これを直ちに当社監査等委員会に報告する。
 - 当社の取締役及び使用人は、重要な会議、行事、会計監査人の往査等の予定日を監査等委員会に報告する。
- 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - 当社グループは、監査等委員会に報告をした当社グループの取締役、監査役又は使用人(以下「通報者」という)の異動、人事評価及び懲戒等において、当該報告を理由として通報者を不利益に取扱わない。
 - 当社グループは、通報者の異動、人事評価及び懲戒等に関し、監査等委員会がその理由の開示を求めた場合は、これに応じる。

10. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が職務の執行について生じる費用の前払い、支出した費用等の償還又は負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものではないことを証明できる場合を除いて、これに応じる。

11. その他監査等委員会監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 全取締役(監査等委員を除く)は、監査等委員会の求めに応じ個別面談を受け、取締役の善管注意義務、忠実義務並びに法令及び定款の遵守状況等について報告するとともに、職務を誠実に遂行した表明として「取締役職務執行確認書」に署名の上、毎期末に監査等委員会宛に提出する。

(2) 取締役会議案は、内容の事前把握のため、取締役会開催日前に全監査等委員に配布する。

(3) 取締役会議案以外の重要案件は、稟議書決裁後速やかに監査等委員に回覧する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業行動指針の中で法令順守を活動の基本とする旨を明記しております。この行動指針に従い、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たないことを基本方針としており、すべての役員及び社員に対し周知徹底を図っております。

また、反社会的勢力への対応としては、総務グループが統括して情報収集に努めるとともに、必要に応じて弁護士や警察等の専門家に相談し、適切な処置をとることとしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、2016年9月28日開催の第40回定時株主総会において、2013年9月26日開催の当社第37回定時株主総会にて株主の皆様のご承認を頂き導入致しました「当社株式の大規模買付行為への対応策」の一部を変更したプランを改めて議案として付議させて頂きましたところ、株主の皆様のご承認を頂きましたので、その継続を決定しております。

本買収防衛策の詳細内容は、当社ホームページ(<http://www.asahi-intecc.co.jp/r/2008/>)に掲載いたしております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

